

清川村選挙管理委員会 議事日程

令和5年 3月30日

清川村役場 政策審議室

- 日程第1 議案第42号 選挙人名簿から抹消すること
- 日程第2 議案第43号 選挙人名簿に登録する者を定めること
- 日程第3 議案第44号 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数を定めること
- 日程第4 議案第45号 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数を定めること
- 日程第5 議案第46号 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数を定めること
- 日程第6 議案第47号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること
- 日程第7 議案第48号 清川村個人情報保護条例施行規程を定めること

日程第 1
議案第 4 2 号

選挙人名簿から抹消すること

別紙の者は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条に該当する者であるので、選挙人名簿から抹消する。

令和 5 年 3 月 3 0 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 2
議案第 43 号

選挙人名簿に登録する者を定めること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定により選挙人名簿に登録する者を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 30 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 3
議案第 44 号

地方自治法第 74 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は、49 である。

令和 5 年 3 月 30 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 4
議案第 45 号

地方自治法第 76 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、809 である。

令和 5 年 3 月 30 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 5
議案第 46 号

市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項等に
規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定
めること

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第
4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総
数の 6 分の 1 の数は、405 である。

令和 5 年 3 月 30 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

投票管理者及び同職務代理者を選任すること

令和 5 年 4 月 9 日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者は、次のとおりとする。

投票区	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第 1		加藤 浩		杉山 洋正
第 2		山口 栄		井上 竹夫

令和 5 年 3 月 30 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第7
議案第48号

清川村個人情報保護条例施行規程を定めること

清川村個人情報保護条例施行規程を別紙のとおり定める。

令和5年3月30日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

清川村個人情報保護条例施行規程

清川村選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に係る清川村個人情報保護条例（令和5年清川村条例第3号）の施行に関し、必要な事項については、別に定めるもののほか、清川村個人情報保護条例施行規則（令和5年清川村規則第2号）その他村長が定める例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 清川村個人情報保護条例施行規程（平成17年12月28日選挙管理委員会告示第105号）は、廃止する。